## 国立大学法人宮崎大学における障がい者支援に関する基本指針

平成27年 1月22日

#### 1. 制定の趣旨

国立大学法人宮崎大学(以下「本法人」という。)並びに本法人が設置する宮崎大学(以下「本学」といい、本法人及び本学を「法人等」という。)において、就労、修学、研究する全ての者が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する法人等の実現に向け、本法人が取り組むべき障がい者支援に関する取組の基本的な方向を定める。

# 2. 基本理念

学長は、「障害者基本法」、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」及び「障害者の雇用の促進等に関する法律」に定める以下の基本理念にのっとり、上記1に掲げる法人等の実現に向けた障がい者支援に関する取組を総合的かつ計画的に実施する。

なお、本指針において支援の対象とする障がい者の範囲は、「身体障害、知的障害、精神障害(発達障害を含む。) その他の心身の機能の障がいがある者であって、障がい及び社会的障壁(障がいがある者にとって日常生活又は 社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のもの。)により継続的に 日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある者」とする。

- (1)全ての障がい者が、障がい者でない者と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、 その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有する。
- (2) 障がい者に対して、障がいを理由として差別すること(例えば、障がいがあるというだけで、正当な理由なく、支援の提供を拒否したり、制限したり、条件を付けたりするような行為)その他の権利利益を侵害する 行為をしてはならない。
- (3) 障がい者にとって日常生活又は社会生活を営む上での制約となっている社会的障壁については、その除去を必要としている障がい者が現に存在し、かつ、その実施に伴う負担が過重でないときは、それを怠ることによって障がいを理由とする差別その他の権利利益の侵害が生じないよう、その除去の実施について必要かつ合理的配慮(障がい者が他の者と平等にすべての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないものをいう。)がされなければならない。

# 3. 障がい者支援に関する取組の視点

# (1) 共通の視点

① 障がい者の自己決定の尊重及び意思決定の支援

障がい者を必要な支援を受けながら、自らの決定に基づき社会に参加する主体としてとらえ、障がい者支援に関する取組の策定及び実施に当たっては、障がい者及び障がい者の家族等の関係者の意見を聴き、その意見を尊重する。

また、障がい者本人の自己決定を尊重する観点から、障がい者本人が適切に意思決定を行い、その意思を表明できるよう、相談の実施等による意思決定の支援とともに、意思疎通のための手段(筆談、実物や身振りサイン等による合図、触覚による意思伝達等)を選択する機会の提供を促進する。

## ② 当事者本位の総合的な支援

障がい者支援に関する取組が、障がい者が日常生活又は社会生活で直面する困難に着目して講じられる必要があること、障がい者の支援は障がい者が直面するその時々の困難の解消だけに着目するのではなく、障がい者の自立と社会参加の支援という観点に立って行われる必要があること、に留意する。

# ③ 障がいの特性等に配慮した支援

障がい者支援に関する取組は、性別、年齢、障がいの状態、生活の実態等に応じた障がい者の個別的な支援の必要性を踏まえて、策定及び実施する。

特に、女性である障がい者は障がいに加えて女性であることにより、さらに複合的に困難な状況に置かれている場合があること、障がい児には、成人の障がい者とは異なる支援の必要性があること、に留意する。

# ④ アクセシビリティの向上

障がい者が安心して就労、修学、研究できるようにするため、合理的配慮の下、障がい者の活動を制約している社会的障壁の除去を進め、ソフト、ハードの両面にわたる社会のバリアフリー化を推進し、アクセシビリティの向上を図る。

## (2) 分野別の視点

## ① 雇用·就労

働く意欲のある障がい者がその適性に応じて能力を十分に発揮することができるよう、その有する能力を正当に評価し、適切な雇用の機会及び待遇を確保するとともに、個々の障がい者の特性に応じた適正な雇用管理を行うことによりその雇用の安定を図る。

## ② 教育·研究、課外活動

障がいのある学生(大学院生・学部生・留学生・研究生・科目等履修生・公開講座の受講生並びに附属学校の幼児・児童・生徒(本学及び附属学校に入学・入園を希望する者を含む。)をいう。)が、障がいのない学生と平等に「教育を受ける権利」を享有・行使することを確保するために、本学が行う必要かつ適当な変更・調整(体制面、財政面において均衡を失した又は過度の負担を課さないものに限る。)の下、その年齢及び能力に応じ、かつ障がいの特性等を踏まえた十分な教育・研究、課外活動を可能な限り障がいのない学生と共に受けることのできるよう配慮しつつ、必要な措置を講じる。

## 4. 推進体制

法人等において就労、修学、研究する全ての者は、基本原則にのっとり、「1.制定の趣旨」に掲げる法人等の 実現に寄与するよう努めなければならない。

また、本指針の実効性を確保するため、本法人が設置する「ハラスメント等防止・対策委員会」及び本学が設置する「障がい学生支援室」は、障がい者支援に関して、部局及び事務局との連携・協力の確保、広報・啓発活動の推進、支援に関する情報提供等を行う。

# 5. 見直し・改訂

本指針は、必要に応じその都度適切な見直し・改訂を行うものとする。